

## 「大崎事件」第3次再審請求事件即時抗告棄却決定に対する会長声明

福岡高等裁判所宮崎支部（根本渉裁判長）は、2018年3月12日、いわゆる大崎事件第3次再審請求事件の抗告審において、検察官の即時抗告を棄却し、鹿児島地方裁判所の再審開始決定を維持する決定をした（以下「本件決定」という。）。

大崎事件は、1979年に請求人が親族と共謀して被害者を殺害し、死体を遺棄したとの嫌疑により起訴された事件である。請求人は逮捕以来一貫して無罪を主張したが、犯行を裏付ける客観証拠がないまま、共犯者とされた親族の供述を主な証拠として懲役10年の有罪判決が確定した。

第1次再審請求事件では、鹿児島地方裁判所は、2002年3月26日、再審開始を決定したが、抗告審で取り消され、特別抗告審において取消しが確定した。第2次再審請求事件では、鹿児島地方裁判所が再審請求を棄却し、抗告審、特別抗告審でも棄却決定が維持された。

第3次再審請求審では、鹿児島地方裁判所は、2017年6月28日、二度目となる再審開始を決定した。同一事件において2度の再審開始決定がなされたのはいわゆる免田事件以来のことである。そして、本件決定は、再審事由があると判断し、原決定を維持して再審開始を認めたものである。

現行法の再審手続は利益再審のみしか認めておらず、無辜の救済を制度趣旨とすることは明らかである。そして無辜の救済は、その存命中になされるべきことは当然である。大崎事件においては、有罪判決を支えた証拠の証明力に疑いが生じ、2度の再審開始決定を経ているにも関わらず、度重なる検察官の抗告により、最初の再審開始決定から16年、事件発生からは実に39年の歳月が経過しようとしている。請求人は90歳の高齢に達しており、検察官が本件決定に対し特別抗告に及ぶことがあれば、再審公判開始までに請求人の生命維持すら危ぶまれる状況である。検察官は、本件の二度にわたる再審開始決定と、やはり

再審事由があると判断した本件決定を真摯に受け止め、いたずらに再審請求手続を長引かせることなく、公益の代表者として、再審公判における公正な審理を実現することに努めるべきである。

よって、当会は、検察官に対し、本件決定に対して特別抗告を行うことなく再審開始決定を速やかに確定させるよう求める。

2018年（平成30年）3月 15日

宮崎県弁護士会

会長 小林 孝 志

